

## 三 那賀川の治水と吉田宅兵衛

## (一) 那賀川の沿革と水害

## 1 那賀川の歴史

那賀川平野は、山地から那賀川（旧名長川）が運んだ礫・土砂によって作られたが、その経過は『羽ノ浦町誌自然環境編』（第三節那賀川平野の地形発達）に詳しく述べられている。それによれば中世までは自然氾濫といえる状態<sup>はんらん</sup>で、那賀川は幾筋にも分かれ縦横に流れて網目状を呈し、現在の平野は多数の島に分かれていた。町村名や字名<sup>あざな</sup>その他の地名に「○○島」の名が、那賀川平野のいたる所に残されている。元来は那賀川に作られた中洲が大きくなれば島と呼ばれ、島が二つ三つとつながってさらに大きくなると人が住み、開拓が行われ、ムラが作られた。古代・中世・近世と移り変わる中で、住民の増加・農地の拡大が進み、川にも人の手が加えられた。陸地化・耕地化が進み、派流の小さな流れは大きな川筋に併合されて、大きな川筋はさらに大きくなりながら数を減じていった。そのため、大古以来那賀川平野を造成して人々に生活の場を与えた那賀川は、近世になると後に述べるように平常は



現在的那賀川、持井橋から古毛方面を望む

堤防によって主流一筋に閉じ込められ、大雨があれば氾濫して、そこに住む人々に災害を与えるようになった。

## 2 那賀川の水害

中世以前については那賀川水害の具体的な記録がないので、正確なことは分からない。藩政時代に入ると『阿淡年表秘録』に、洪水による災害が記録されている。ただし、江戸初期は軍事・政治上の重要記事が多かったためか、事実大きな水害があまりなかったのか、水害の記録は極めて少ない。万治元年（一六五八）の条に「八月三日辰刻より御国（阿波国）大風雨ニ而 汐浜近田畑損亡 八月十八日夜より大雨之処十九日晚より廿一日迄大風雨 近年之洪水所々田畑大損」とあるのが初めての記録である。このあと「貞享二年（一六八五）九月御国大風雨洪水ニ付歩一半御免」の記事があって江戸初期を終わっている。

江戸中期以後、時代が下がるにつれて洪水等の記録が多くなるとともに、その記述もしだいに精細になってきた。例えば次のようなものがある。

享保七年（一七二二）の条に「六月廿三日御国風雨洪水ニ付御地高八万三千三百七拾五石九斗余御損亡、潰家三百拾壹軒、溺死男壱人、流死牛馬六疋。」

明和九年（一七七二）の条「八月廿日・廿一日御国風雨洪水ニ而御地高十一万七千九百八拾一石余御損亡、流死家倒果候男女八十六人、同牛馬参拾壹疋、流失家七十軒、倒家既并牛家共九千六百七十四軒。」

幕末期になると、次のように「那賀川筋」と特定した記載が見られる。

弘化四年（一八四七）の条に「八月十三日、十四日大雨、那賀川筋増水。」

嘉永二年（一八四九）の条に「七月八日より十一日風雨、那賀川筋増水、天保十四年（一八四三）

秋大水で損じて以後、度々出水により修覆十分になく、堤・道路・橋等破損、家の流失・倒壊・倒

木・死人・牛馬流失多数。」

とあって、年代が下がるにつれて、水害が多くなってきたように見受けられる。

## (二) 水 防

### 1 自然氾濫時代

中西宇右衛門<sup>(19)</sup>は、大正十年（一九二一）に『那賀川沿革史』（稿本）を著述し、那賀川の旧名長川の長字を冠して「長水」と号したほどの那賀川の研究者であった。『那賀川沿革史』には「上古自然氾濫時代、往古川水は只低きに向って流れ堤塘の防ぐべきものなし。沿岸には原野藪林あり、僅かに洪水の害を軽減するにすぎざるもの如し。」とある。続いて、南北朝時代から室町時代の初期に那賀川の主流の川筋がほぼ定まり、氾濫範囲はしだいに限定されていったがやはり堤防はなく、藪・林・砂丘（自然の堆積）で氾濫の害を防いだと推定している。

### 2 霞堤時代

『那賀川沿革史』には次に「築堤時代」として、「元禄（一六八八〜一七〇四）頃に至り、川流の兩岸に藪林を作る外に、真土を以て随所に継ぎ堤防を築造し、霞堤なる土工形の基礎をなすに至れり。」

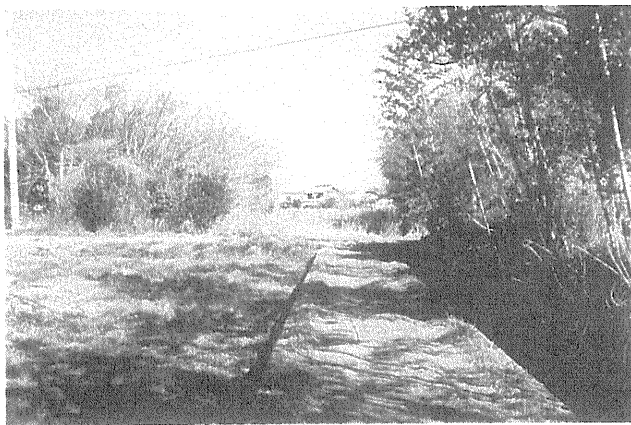
とある。激しい流水によって土砂が川筋の兩岸に押し分けられるが、屈曲する場所では外側にうず高くせり上げられる。このような自然堤防に人力を加えて補強したり、必要な箇所には掻き上げ堤防を築くといったことは、江戸初期にはすでに行われていたようである。天和三年（一六八三）に洪水による災害に対し、各村々の責任として行うべき管理・修復などについて、徳島藩で次の内容の詳細な通達が出されていることが「林政治革調査資料<sup>(20)</sup>」に記されている。

「藩内一円に、川の堤や溜池が小破した際の修復は、庄屋・五人組が常々気を配っていて、必要に応じて村中に命じて行うようにせよ。洪水の時は、百姓・先規奉公人・諸職人・商人その他で、自分自身が水防作業に出られない者は、代りに使用人を出させよ。出役（共同作業）に出てきたこれらの者たちを、庄屋・五人組が現地で指揮し、水防に務めよ。その働きに応じて報償や褒美も下される。詳細は別の書状で示す。

一 大水で流水が堤防にかかっている時はそれを引き上げるか、押し流すこと。

一 水門の扉・鳥居・笠木を盗み取る者があれば報告せよ、褒美を出す。

一 懸越樋（用水路の上を跨いで水を通す樋）が出水の時に流失しないよう綱をつけておき、不要な時は建物の軒下に収納しておけ。流失した場合は村で作り直せ。



古庄の内土手、霞堤一部の残存といわれている

- 一 洪水の時水門や懸越樋が流れたのを、川下で捕捉し留めておいた者には褒美が与えられる。
- 一 護岸の捨石や畳石を動かし、又は崩すことがないよう、女子や子供にまで申しつけを徹底せよ。
- 一 洪水で堤防や護岸が破損しているのを見つけ、修理が必要であると判断した時は思ったとおりによよ。そのために杭材・笹竹などが必要であれば、各人の考えて近くの藩有林から伐り出し、あとで使用した数量を奉行へ報告せよ。
- 一 新しく溜池を築くよう命ぜられた池床（池の敷地）となる田畑は、換地を貰えるか、またはその池床に作付けをさせて年貢不要とするか、どちらかとする。但しその池床が藩士の給知であれば、換地が貰える筈である。池床も換地も給知である場合は、池床は藩の直轄地にするので、給知の藩士から指示を与える。」

以上の通達が天和三年十月十八日に公布されている。ただし、洪水の時庄屋の判断で杭材・笹竹などを藩有林から伐り出し、あとから奉行へ届け出することは貞享二年（一六八五）からは禁止となり、以後奉行へ届け出た上で行うように改められた。

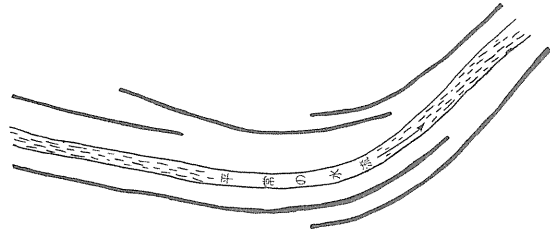
霞堤とは、さきあげた『那賀川沿革史』によれば次のように説明されている。霞堤は現在の単線の堤防と違って、複線に作られる。まず第一堤として、短いもので二百間（約三六メートル）、長いものでは千間（約一、八〇メートル）の堤を河の流れに沿って作る。さらにその堤内の地形に応じて二重に、雁行形に第二堤を築く。第一堤と第二堤は平行していて、一部を重複させる。

雁が列を作って飛ぶように、方向は同じで位置を少しずつらせる。この形が日本画に描かれた霞に似ているので、霞堤と呼ばれたようである。

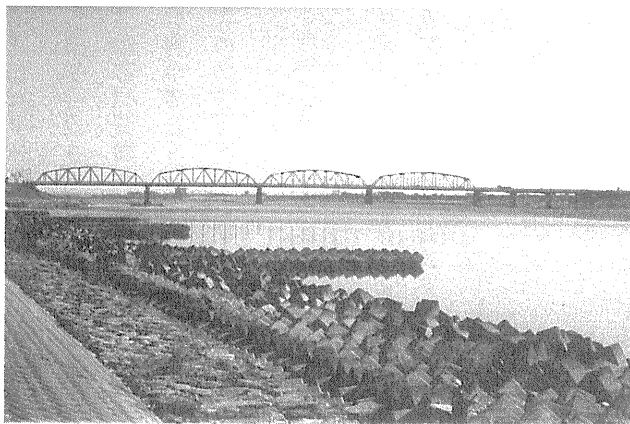
霞堤時代の堤防は、元来は強大な水流の力を正面から制御することができないため、水勢を弱めて人畜・家屋・田畑の被害の軽減を図ったのである。洪水の力を弱めるために水の出口をあちこちに設けてあり、洪水そのものを止める堤防ではなかった。しかも貧弱な堤防は、洪水時には崩壊や損傷はまぬがれなかった。そのため堤防の補強のため、天和三年の通達にあるように護岸として捨石や畳石を設け、竹藪作りを奨励するなどした。

正徳二年（一七一二）には次の通達が出されている。（「蜂須賀文書」）

「川除堤原岸等ニ藪育申様ニ被仰付候条 望レ之者、御蔵所ニ被願出候様可ニ相触旨申来相触候跡書 正徳式辰年四月廿三日」（水防のための堤防や原野の川岸などに、藪を育てるようにと藩主から仰せがあった。藪を育てたいと希望する者は御蔵所へ願い出るよう周



霞堤模式図



現在の護岸施設（岩脇堤防）

知せよとの通達があったので知らせておく、詳細は別紙。)

### 3 大堤防時代

那賀川筋において、大堤防時代を象徴するのが万代堤である。この万代堤については、中西長水(宇右衛門)が旧中庄村公文書を転写した詳細な文書があるので、これを参考としながら述べる。まず、中庄村外四村戸長から明治廿年十月九日に那賀郡役所に報告された次の文書がある。

「部内古毛<sup>むら</sup>邨<sup>むら</sup>万代堤事跡取調候が著シキ成績無之候へ共、口碑伝聞等別冊記載ノ上此段進達候也

万代堤事跡

那賀郡古毛村ヲ圍繞スル堤塘ハ則チ万代堤ト称ス、那賀川ニ瀕シ阿波国屈指ノ堤塘ナリ、長サ五百九十四間敷幅廿四間三尺、高サ三間二尺五寸、馬踏四間ニシテ、面積壹万四千五百坪ニシテ創建ノ年曆ハ今致<sup>かたじけなく</sup>フ可カラズト雖モ、抑天明以前ニ稍小塘ナリシモ、幸ニシテ水患モ亦僅少、尚既往<sup>さかたは</sup>ニ溯リ考フルニ、元禄年間水溢<sup>すいいつはどん</sup>殆<sup>いまだ</sup>下<sup>くだ</sup>少ナカリシト古老ノ口碑ニ伝フ、然リト雖モ事跡ノ沿革ヲ探ルニ由ナシ、故ニ天明ヲ初トシ以降其修築ニ係ルモノハ回アリ、今著シキ成績此ニ記スル所以ナリ」

次に「万代堤事跡考」(万代堤の歴史について、中庄村外四村すなわち羽ノ浦町の前身が調査した記録)が続ぎ、前文のあと沿革として年月日・関係者名・規模・経費などについて、数字を示して詳細に記載されている。

前文に「天明以前は稍小塘ニシテ水災モ亦從<sup>したが</sup>ッテ多カラズ、其以前ニ溯<sup>さかのぼ</sup>リ元禄年間ハ水災殆意外ニモアラザリシヤ、古老ノ遺聞アリ」と書かれている。天明時代(一七八一〜一七八九)以前は堤防が小さ

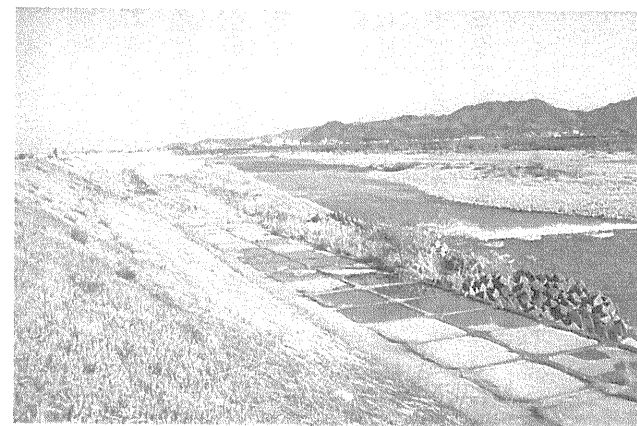
かった。水害も多くはなかった。さらに溯って元禄(一六八八〜一七〇四)以前は水による被害はさらに少なく、ほとんどなかったとの古老の伝えであるという。室町時代以前は、川の流れを閉じ込めておくような堤防はなく、那賀川は大小幾筋にも分かれて、那賀川平野を縦横に流れていた。大雨があればそれぞれの流れが増水するだけでなく、さらに派流が多くなり、那賀川平野全体を流れる。このような自然氾濫時代にあつては、増水しても広い範囲に拡散されるため、激しい水流を伴う洪水にはならないので、被害がほとんど起こらない。しかも人家や田畠は低湿地は避けて作られていたので、数十年に一度といった大雨が降らなければ、水害はほとんど起きなかつたのである。江戸時代に入って、米本位の封建制度の下で農地の開拓が進んだ。江戸初期には霞堤の築造によって、那賀川の派流のうちの細流は大きな流れに統合され、元の川床は農地化されていった。こうして游水地帯が減少していき、大雨があると霞堤の間隙から溢れた水勢によって、被害が出るようになった。天明時代以後になると、水の出口が各所にあるため、少し増水すれば水が溢れ出る霞堤の欠点をなくするため、那賀川を一本に統合し、兩岸に切れ目のない堤防を築いて、流水をその中に閉じ込めようとするようになった。大雨があれば、那賀山地に降った大量の水が、ただ一本の那賀川に集中して流れるため、堤防が水勢を支えきれずに決壊して、激しい流水が短時間に押し出し、大被害をもたらした。当時の脆弱な堤防では、決壊はほとんど毎年のように繰り返された。自然氾濫時代にほとんどなかつた水害が、堤防築造が進むにつれて激しく、しかも度々起きるようになった。それは那賀川が浅く広く流れていたものを、堤防によって狭く深くと限定し、土地利用を高めた代償であつた。平素は堤防によって土地利用という恩恵を受けるが、

大雨があればその堤防によってエネルギーを増大した水流が堤防を破り、人畜の生命や家屋・田畠といった財産を奪うという皮肉な結果を招いた。そこで大増水にも決壊しない堅固な堤防を築いて、那賀川を押さえ込もうとしたのが万代堤である。

#### 4 万代堤と吉田宅兵衛

「万代堤事跡考」の「沿革」によれば、天明七年（一七七八）秋に洪水があつて堤防破損が甚大であつた。そのため、従来は古毛・上大野・明見・岩脇・古庄・西原・高田の七か村が組合として堤防を修築してきたのであつたが、新しく立江・宮倉・坂野・島尻・大場・葉浦・中庄の七か村を加えて十四か村の協同とした。天明八年正月に起工し、五月に修築が落成した。経費は銀札で百五十貫目余（金七五〇両余）であつた。

文化元年（一八〇四）秋の洪水では長さ五百間（約九〇五メートル）余にわたつて破損し、堅固な大堤に修築しようということで、翌年三月に着工、七月に落成した。この堤防は大規模で、永世耐え得るであろうと評判になり、藩命によって「万代堤」と命名された。これが万代堤の始まりである。この修築は長さ五百二十間（約九一四メートル）余、費用は銀札千七百



万代堤の現状

六十七貫目（金八八六〇両）余であつた。

天保七年（一八三六）閏七月六日の洪水で、堤が長さ四百五十間（八一五メートル）余破損した。藩から勸農普請奉行が派遣され、古毛村組頭庄屋吉田宅兵衛を修築土工事業総押元取役とし、古毛村柳本照蔵・松吉・源右衛門、岩脇村庄屋丹生万右衛門・上部寿一郎・清瀬半右衛門、中庄村庄屋佐坂武之助など七人が

山石を据え、その中に山石や川石を詰め、その上に堤防を築いた。堤の根固めとして、枳を据え込んだ。この経費は金一万両であつた。

文化六年 古毛村棟付帳  
吉田宅兵衛の記録

裁判役（指揮監督）となつて、天保七年十月に着工した。堤の位置を変えて、明治二十年当時存在していた大社から巽（東南）の方角へ向かつて築き、翌天保八年四月五日落成した。修築は長さ四百五十間（八一五メートル）、高さ三間（五・四三メートル）、馬踏（上面幅）三間で、河川敷を掘り込んで大きな枳を据え、その中に山石や川石を詰め、その上に堤防を築いた。堤の根固めとして、枳を据え込んだ。中へ山石を詰め、堤本体の外側（河川側）は全面を山石で包んだ。この経費は金一万両であつた。天保十四年（一八四三）六月十五日の洪水で、堤が長さ二百間（三六二メートル）余破損、約五千両の費用をかけて修築した。

弘化元年（一八四四）万代堤保護のため、堤の外に「牛枳」を設置した。この費用は旧銀札で一貫目（誤写あるか）と記録されている。

嘉永二年（一八四九）七月九日から十一日にかけて大風雨が降り、万代堤が長さ三百七十九間（六八

六メートル)にわたって破損し、三百九間を修築、費用は旧銀札九百十六貫目(金一二、六〇〇両)余であった。

万延元年(一八六〇)八月三日、万代堤が長さ八十六間(一五六メートル)破損、修築費用は旧銀札二百五十貫目(金三〇〇〇両余)。

#### 5 『日本土木史』の記録と水制大岩

『明治以前日本土木史』(土木学会著、一九三六年発行)には那賀川の項があって、「……流路は延長三十六里(約一四〇キロメートル)余にして、殆ど山地に属し、平地部僅に三里に過ぎず。流域山地の地質は不渗透性にして山勢急峻、而も流域は台風の進路に直面すること多きが故に、洪水極めて多く水害劇甚なり。然るに古来沿岸治水の施設少なく、往古の工事としては那賀郡古毛村の万代を挙ぐるのみなり。」と前書きがあつて、万代堤について次のとおり述べてある。

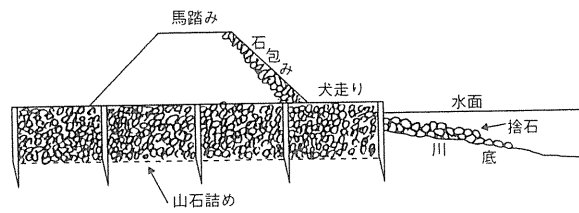
「万代堤は、那賀郡古毛村地先の那賀川堤防にして、天明以前にありては小堤に過ぎざりしが、破堤の爲め天明八年以降屢々増築し、現在長さ五百九十四間(一、〇七五メートル)、敷地幅二十四間半(約四四メートル)、高さ三間二尺(約六メートル)、馬踏四間(約七メートル)に達せり。此工事は沿岸十四か村の費用六千三百兩余を以て築造せしが、文化二年には五百二十間余を修築し、之に石張をなし以て堅牢の堤防となしたるにより、藩命により尔来万代堤と称するに至れり。当時の大きさは高さ二間半、敷三十間、馬踏二間半にして、水中に築立つる部分は大柁を据付け、尚二百間の部分は表裏に石積を施し、残り三百二十間は川表のみに石積みとなし、孰れも犬走には大柁及び杭打を施したるが如く、其工費八千八百六十兩

と称せり。其後天保七年の洪水にて、延長四百五十間破堤したるを以て之を復旧したるも、同十四年二百二十間決潰せしかば、弘化元年五千兩を以て之を復旧すると共に、尔後水防の方法を制定し、且つ万代堤の護岸として牛柁を築設し、又翌二年に至り那賀川に臨める分助谷山の巨大なる石材を採掘して河中に投じ、以て石出しの用に供せり。弘化二年の洪水には、長さ三百九十間破損せしを以て、翌三年一万二千六百兩余を以て復旧せり。又嘉永三年には延長三百七十九間、文久元年には九十間、慶応二年には百六十四間を復旧し、且つ硯石山より長さ五間、高さ四間(周囲十三間)の巨石を投じて水制としたり。其石今尚存すといふ。」

以上のように、万代堤の沿革については「万代堤事跡考」を要約したものであるが、末尾の部分は「万代堤事跡考」にはない記述である。すなわち、弘化二年(一八四五)には那賀川に面した分助谷山の巨大な石材を採掘して、堤防沿いの川中に投げ入れて護岸としている。慶応二年には硯石山から長さ五間(約九メートル)、高さ四間(七メートル余)の巨大な石を落としこんで、水流の激しい勢いをこの石に受けさせ、堤には直接当たらないようにしたのである。この大岩は昭和三十九年(一九六四)七月十三日に町指定文化財に指定されて、現存する。

#### 四 灌漑用水路の開削と佐藤良左衛門

大井手堰跡堤防上に昭和三十年二月に建立された大井手用水記念碑の碑文に、中西長水(前出)は次



堤構造模式図

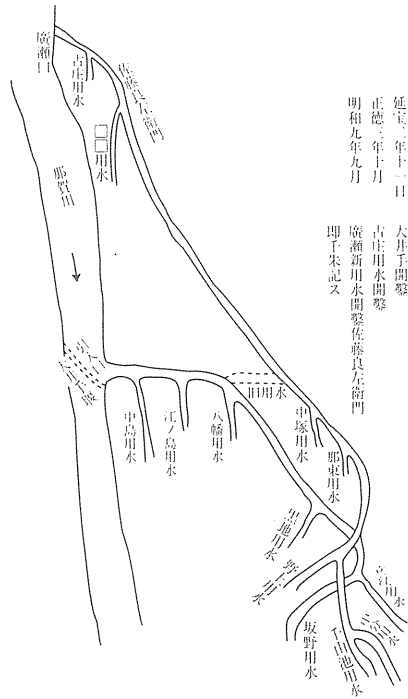
のように書いている。

「川北平地ハ三角洲ノ沖積層ニ属シ 往古ノ水源ハ那賀川ノ分派 岩脇 古庄ノ間ヨリ流ルル旧那賀川ノ東分派 原村經由ノ刈屋川ト 北流シテ八幡 敷地 小延(いづれも那賀川町) 經由ノ太田川或ハ目佐川 浦川 立江川等ノ沿岸田地ハ 随所ニ原始的ナ小堰ヲ作り 灌漑シ来レリ」

近世に入り、霞堤の建設により那賀川の分派細流の数が減少し、主流および主な派流が安定するようになる。主流の浅い所に堰を設けて水位を高め、河岸に水門を設けてその水を灌漑用に取り入れることが始まった。

(一) 大井手用水

中西長水が旧羽ノ浦村役場で那賀川に関する古記録を書写した中に次の図がある。図の説明の中に、大井手用水の開削は延宝二年(一六七四)正月十六日とあり、この図によれば現羽ノ浦町の大字中庄地域にも、この大井手用水の水が引かれている。比較的高い位置にある中庄地域は、大井手用水からでは田に水の乗りが悪く、灌漑に不便で、農民が苦しんだため、佐藤良左衛門が広瀬用水を開削したの伝承もうなずかれる。またその大改修に関しては「大井手堰跡碑」の碑文(中西長水撰)の中に、「大井手用水ハ阿波藩普請総裁判役伊沢亀三郎及比其ノ子藩ノ用水方速蔵ガ 西暦一八五二年 文政八年玉川上水及利根川ノ水利ヲ研究後ノ目論見指図ニシテ 川北全域ノ庄屋肝煎役等ノ協議ニ依リ 永久的大井手堰ノ完成ヲ見タリ」と刻まれている。



旧羽ノ浦村役場用水開さく古記録の中西長水による写し

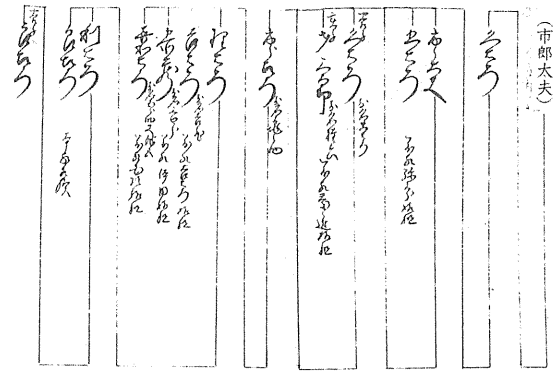
(二) 広瀬用水

広瀬用水について、地元羽ノ浦町大字中庄や那賀川町大字八幡(やわた)には、佐藤良左衛門を開削義人とする伝承がある。それによれば、良左衛門は親と二代にわたって用水路開削に尽くし、古い先祖も延宝時代(一六七三〜一六八一)に藩の命令で用水路を作ったという。広瀬用水については、そのために

良田が潰れる地域の反対があつて、藩の許可が下りなかったが、郡奉行の黙認のもとに工事をすすめた。竣工に当たって、無許可工事の責任者として入牢となった良左衛門は、他に罪人を出さないために牢中で服毒死したというのである。

この伝承には疑問が多い。明和九年(一七七二)から寛政二年(一七九〇)まで十八年間にわたるといふ大工事が、藩の許可なく奉行の黙認だけで遂行できたか、工事の計画や推進の中心人物は明和九年佐藤家当主で三十三歳であった理(利)右衛門であるべきで、部屋住みで二十三歳であった末弟良左衛門とは考えにくい。また藩に増収の利益をもたらす用水工事で、何故許可が下りず、責任者が罰せられ

たのか。文化六年（一八〇九）の棟付帳に理右衛門の名がなく、すでに死亡していたとみられるので、牢死が事実ならばそれは理右衛門ではなかったか。良左衛門は六十歳で健在、兄理右衛門に実子がなかったので、同居していた良左衛門が養子となって家督相続したと付記されている。妻四十三歳、長男二十歳以下四人の子女があり、用水路完成のころの相続・結婚であろうか。



文化六年 佐藤良左衛門家系図



佐藤良左衛門邸跡 (手前) から寺地 (中央中程) と垣内 (中央奥) を望む

先規奉公人佐藤家は、中世以来の土豪であったと推測され、近世になって用水路工事に当たっては、専門的な知識・経験・道具などを持つ技術集団の協力を得ていたものと思われる。江戸時代の用水路開削に関する記録はほとんどなく、明治以後になっても古記録に基づくとみられるものは極めて少ない。広瀬用水については大井手用水で引用した旧羽ノ浦村役場記録の写しに、「明和九年九月広瀬新用水開鑿、佐藤良左衛門、即ち朱書ス」とあり、そのあとに「灌漑面積百五十町歩、用水延長約三十丁」と書き添えられている。なお、これら伝承の詳細とその考察については、『羽ノ浦町誌地域編』三一二ページから三二四ページで述べてあるので、ここでは概要にとどめた。

### (三) 広瀬用水の分割

『那賀川沿革史』に、「正保二年（一六四五）羽浦古毛藤内山東南二堰アリ コレヲ広瀬堰ト称セリ 尔来屢河川ノ変動アリ 寛政（一七八九〜）より天保（一八三〇〜）初年ニ至ル迄屢位置ノ変動アリ 天保元年（一八三〇）古毛硯石ニ築造ス 天保六年（一八三五）大洪水ニテ全部破壊シタルモ 河身変化シ復旧不能トナリ 遂ニ堰ヲ上下二分シ其一ヲ楠根齒仏ノ南ニ作ル 之ヲ広瀬上堰ノ創始トス 広瀬下堰モ亦同時ニ築造セリ」とある。

寛政二年に完成したと伝える広瀬用水も、堰が洪水のために破壊されたことはたびたびで、天保元年に古毛硯石に修築された堰は、天保六年洪水で堰が破壊されただけでなく、川の流れそのものが変わってしまつて元どおりに修復することが不可能になった。そのため、古毛地域灌漑用としては上流の楠根（阿南市楠根町）の齒仏に堰を設けて取水した。これが広瀬上堰の始まりである。これと同時に中庄方



世のふるさと

面の灌漑用としては広瀬下堰が作られた。以後上広瀬・下広瀬として重用され、那賀川北岸水利事業が昭和二十二年（一九四七）七月国営事業として農林省直轄となり、昭和三十年完成するまで、羽ノ浦町域の美田を養ってきた。